

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月10日
【計算期間】	第2期中（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
【ファンド名】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーボールファンド9）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	179	94.95
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	10	5.04
合計（純資産総額）	-	189	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	112	-	11,225	-
2024年4月末日	129	-	11,167	-
2024年5月末日	131	-	11,061	-
2024年6月末日	192	-	12,407	-
2024年7月末日	149	-	13,001	-
2024年8月末日	147	-	13,149	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	144	144	12,879	12,879
2024年9月末日	136	-	13,983	-
2024年10月末日	204	-	11,939	-
2024年11月末日	204	-	11,353	-
2024年12月末日	194	-	11,038	-
2025年1月末日	194	-	10,155	-
2025年2月末日	177	-	9,657	-
2025年3月末日	189	-	10,254	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	28.79
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	20.38

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3	90.69
親投資信託受益証券	日本	0	0.56
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	8.75
合計（純資産総額）	-	4	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	2	-	8,062	-
2024年4月末日	2	-	8,035	-
2024年5月末日	2	-	7,985	-
2024年6月末日	2	-	7,057	-
2024年7月末日	3	-	6,671	-
2024年8月末日	5	-	6,528	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	6	6	6,649	6,649
2024年9月末日	3	-	6,087	-
2024年10月末日	4	-	6,991	-
2024年11月末日	4	-	7,212	-
2024年12月末日	4	-	7,336	-
2025年1月末日	4	-	7,851	-
2025年2月末日	4	-	8,117	-
2025年3月末日	4	-	7,519	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	33.51
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	13.08

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,189	89.46
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	140	10.54
合計（純資産総額）	-	1,329	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	164	-	7,796	-
2024年4月末日	166	-	8,914	-
2024年5月末日	172	-	9,245	-
2024年6月末日	132	-	8,772	-
2024年7月末日	120	-	7,789	-
2024年8月末日	126	-	8,369	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	115	115	7,740	7,740
2024年9月末日	152	-	11,038	-
2024年10月末日	29	-	10,887	-
2024年11月末日	86	-	9,750	-
2024年12月末日	91	-	10,714	-
2025年1月末日	90	-	10,808	-
2025年2月末日	1,337	-	14,357	-
2025年3月末日	1,329	-	14,304	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	22.60
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	84.81

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	306	90.52
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	32	9.47
合計（純資産総額）	-	338	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	755	-	10,928	-
2024年4月末日	640	-	9,290	-
2024年5月末日	595	-	8,629	-
2024年6月末日	609	-	8,811	-
2024年7月末日	702	-	9,450	-
2024年8月末日	603	-	8,655	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	648	648	9,302	9,302
2024年9月末日	420	-	6,029	-
2024年10月末日	1,302	-	5,694	-
2024年11月末日	443	-	6,229	-
2024年12月末日	1,085	-	5,620	-
2025年1月末日	1,046	-	5,419	-
2025年2月末日	281	-	3,923	-
2025年3月末日	338	-	3,945	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	6.98
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	57.59

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,355	92.90
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	104	7.10
合計（純資産総額）	-	1,459	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	963	-	14,328	-
2024年4月末日	923	-	14,531	-
2024年5月末日	1,000	-	15,550	-
2024年6月末日	1,071	-	18,333	-
2024年7月末日	2,940	-	14,970	-
2024年8月末日	1,870	-	13,788	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	1,680	1,680	12,507	12,507
2024年9月末日	1,906	-	14,050	-
2024年10月末日	2,246	-	16,948	-
2024年11月末日	2,316	-	16,681	-
2024年12月末日	2,512	-	19,293	-
2025年1月末日	2,285	-	17,905	-
2025年2月末日	1,946	-	15,915	-
2025年3月末日	1,459	-	14,959	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	25.07
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	19.61

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,568	91.60
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	143	8.40
合計（純資産総額）	-	1,711	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	1,750	-	6,319	-
2024年4月末日	1,788	-	6,150	-
2024年5月末日	1,604	-	5,644	-
2024年6月末日	1,015	-	4,704	-
2024年7月末日	637	-	5,556	-
2024年8月末日	2,114	-	5,587	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	2,301	2,301	6,081	6,081
2024年9月末日	1,512	-	5,300	-
2024年10月末日	1,008	-	4,333	-
2024年11月末日	1,748	-	4,273	-
2024年12月末日	1,512	-	3,621	-
2025年1月末日	1,604	-	3,838	-
2025年2月末日	1,767	-	4,244	-
2025年3月末日	1,711	-	4,409	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	39.19
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	27.50

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	122	95.30
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	6	4.68
合計（純資産総額）	-	128	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	84	-	11,551	-
2024年4月末日	91	-	12,972	-
2024年5月末日	77	-	12,618	-
2024年6月末日	79	-	12,135	-
2024年7月末日	75	-	12,822	-
2024年8月末日	78	-	13,984	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	76	76	13,683	13,683
2024年9月末日	53	-	15,282	-
2024年10月末日	58	-	16,439	-
2024年11月末日	61	-	14,809	-
2024年12月末日	67	-	14,258	-
2025年1月末日	76	-	15,463	-
2025年2月末日	104	-	16,851	-
2025年3月末日	128	-	18,854	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	36.83
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	37.79

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7	94.41
親投資信託受益証券	日本	0	0.25
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	5.34
合計（純資産総額）	-	8	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	8	-	8,069	-
2024年4月末日	9	-	7,063	-
2024年5月末日	9	-	7,185	-
2024年6月末日	10	-	7,424	-
2024年7月末日	9	-	6,906	-
2024年8月末日	9	-	6,278	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	9	9	6,407	6,407
2024年9月末日	8	-	5,690	-
2024年10月末日	10	-	5,253	-
2024年11月末日	11	-	5,757	-
2024年12月末日	11	-	5,958	-
2025年1月末日	10	-	5,464	-
2025年2月末日	8	-	4,972	-
2025年3月末日	8	-	4,400	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	35.93
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	31.33

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーボールファンド9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	925	96.71
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	31	3.29
合計（純資産総額）	-	956	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年3月末日	268	-	9,997	-
2024年4月末日	135	-	9,996	-
2024年5月末日	306	-	9,996	-
2024年6月末日	1,493	-	9,996	-
2024年7月末日	256	-	9,999	-
2024年8月末日	227	-	10,000	-
第1期 計算期間 （2024年9月10日現在）	240	240	10,001	10,001
2024年9月末日	802	-	10,004	-
2024年10月末日	815	-	10,006	-
2024年11月末日	927	-	10,008	-
2024年12月末日	295	-	10,011	-
2025年1月末日	274	-	10,014	-
2025年2月末日	239	-	10,013	-
2025年3月末日	956	-	10,020	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2024年9月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	0.01
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	0.19

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マネーアカウントマザーファンド

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	586	59.93
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	392	40.07
合計（純資産総額）	-	978	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	28,823	17,681
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	13,569	6,274

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	1,312	405
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	596	1,025

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	42,823	28,000
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	244,881	166,770

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	80,470	10,770
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	362,168	346,118

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	518,765	384,402
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	231,817	268,650

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	844,731	466,306
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	1,166,850	1,157,076

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	15,046	9,483
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	8,604	7,395

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	2,207	828
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	1,311	894

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーボールファンド9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2023年9月8日 ～ 2024年9月10日）	502,242	478,268
第2期 計算期間中（2024年9月11日 ～ 2025年3月31日）	1,152,943	1,081,470

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第2期中間計算期間(2024年9月11日から2025年3月10日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,353,200	10,068,387
投資信託受益証券	136,300,299	170,291,519
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収利息	46	124
流動資産合計	144,673,547	180,380,059
資産合計	144,673,547	180,380,059
負債の部		
流動負債		
未払解約金	512,072	428,743
未払受託者報酬	30,831	40,100
未払委託者報酬	616,631	801,962
その他未払費用	11,495	14,979
流動負債合計	1,171,029	1,285,784
負債合計	1,171,029	1,285,784
純資産の部		
元本等		
元本	111,420,000	186,570,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	32,082,518	7,475,725
（分配準備積立金）	18,668,294	12,452,432
元本等合計	143,502,518	179,094,275
純資産合計	143,502,518	179,094,275
負債純資産合計	144,673,547	180,380,059

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	2	15,871
有価証券売買等損益	19,333,377	54,806,462
営業収益合計	19,333,379	54,790,591
営業費用		
支払利息	2,108	-
受託者報酬	20,933	40,100
委託者報酬	418,634	801,962
その他費用	7,785	14,979
営業費用合計	449,460	857,041
営業利益	18,883,919	55,647,632
経常利益	18,883,919	55,647,632
中間純利益	18,883,919	55,647,632
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,719,865	5,031,186
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	32,082,518
剰余金増加額又は欠損金減少額	745,959	26,883,077
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358,572	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	387,387	26,883,077
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,824,874
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,824,874
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,910,013	7,475,725

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 11,142口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 18,657口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,475,725円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,879円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,599円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	111,420,000 円
期中追加設定元本額		288,230,000 円	134,020,000 円
期中一部解約元本額		176,810,000 円	58,870,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	833,429	559,495
投資信託受益証券	5,572,960	3,462,008
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収入金	-	157,477
未収利息	4	6
流動資産合計	6,426,395	4,199,015
資産合計	6,426,395	4,199,015
負債の部		
流動負債		
未払金	382,138	-
未払解約金	-	335,253
未払受託者報酬	673	870
未払委託者報酬	13,181	17,233
その他未払費用	187	249
流動負債合計	396,179	353,605
負債合計	396,179	353,605
純資産の部		
元本等		
元本	9,070,000	4,740,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,039,784	894,590
元本等合計	6,030,216	3,845,410
純資産合計	6,030,216	3,845,410
負債純資産合計	6,426,395	4,199,015

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	-	559
有価証券売買等損益	505,927	665,127
営業収益合計	505,927	665,686
営業費用		
支払利息	22	-
受託者報酬	499	870
委託者報酬	9,707	17,233
その他費用	136	249
営業費用合計	10,364	18,352
営業利益	516,291	647,334
経常利益	516,291	647,334
中間純利益	516,291	647,334
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	109,057	153,587
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	3,039,784
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,638	3,213,852
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,638	3,213,852
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,730	1,562,405
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,730	1,562,405
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	588,326	894,590

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 907口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 474口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,039,784円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 894,590円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,649円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,113円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	9,070,000 円
期中追加設定元本額		13,120,000 円	5,470,000 円
期中一部解約元本額		4,050,000 円	9,800,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,702,573	133,579,863
投資信託受益証券	108,889,968	3,185,452
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収入金	-	1,246,358,321
未収利息	54	1,657
流動資産合計	118,612,597	1,383,145,322
資産合計	118,612,597	1,383,145,322
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,199,026	1,352,180,466
未払受託者報酬	32,030	44,428
未払委託者報酬	640,497	888,482
その他未払費用	11,946	16,604
流動負債合計	3,883,499	1,353,129,980
負債合計	3,883,499	1,353,129,980
純資産の部		
元本等		
元本	148,230,000	20,060,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	33,500,902	9,955,342
元本等合計	114,729,098	30,015,342
純資産合計	114,729,098	30,015,342
負債純資産合計	118,612,597	1,383,145,322

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	3	141,748
有価証券売買等損益	16,859,843	214,129,030
営業収益合計	16,859,840	214,270,778
営業費用		
支払利息	1,649	-
受託者報酬	20,001	44,428
委託者報酬	400,025	888,482
その他費用	7,441	16,604
営業費用合計	429,116	949,514
営業利益	17,288,956	213,321,264
経常利益	17,288,956	213,321,264
中間純利益	17,288,956	213,321,264
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,244,739	211,313,829
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	33,500,902
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,966,653	466,895,606
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,966,653	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	466,895,606
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,545,732	425,446,797
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	425,446,797
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,545,732	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,623,296	9,955,342

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 14,823口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,006口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 33,500,902円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,740円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 14,963円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	148,230,000 円
期中追加設定元本額		428,230,000 円	1,532,360,000 円
期中一部解約元本額		280,000,000 円	1,660,530,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,041,321	38,885,694
投資信託受益証券	618,371,944	287,339,341
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収利息	184	482
流動資産合計	651,433,451	326,245,546
資産合計	651,433,451	326,245,546
負債の部		
流動負債		
未払金	-	139,104
未払受託者報酬	145,761	178,265
未払委託者報酬	2,915,076	3,565,201
その他未払費用	54,603	66,788
流動負債合計	3,115,440	3,949,358
負債合計	3,115,440	3,949,358
純資産の部		
元本等		
元本	697,000,000	863,560,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	48,681,989	541,263,812
元本等合計	648,318,011	322,296,188
純資産合計	648,318,011	322,296,188
負債純資産合計	651,433,451	326,245,546

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	6	120,569
有価証券売買等損益	103,610,392	494,669,380
営業収益合計	103,610,386	494,548,811
営業費用		
支払利息	6,657	-
受託者報酬	52,179	178,265
委託者報酬	1,043,537	3,565,201
その他費用	19,512	66,788
営業費用合計	1,121,885	3,810,254
営業利益	104,732,271	498,359,065
経常利益	104,732,271	498,359,065
中間純利益	104,732,271	498,359,065
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,663,212	320,846,026
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	48,681,989
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,155,665	1,292,494,934
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,292,494,934
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	213,155,665	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,622,723	1,607,563,718
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,622,723	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,607,563,718
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,137,459	541,263,812

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 69,700口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 86,356口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 48,681,989円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 541,263,812円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,302円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,732円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	697,000,000 円
期中追加設定元本額		804,700,000 円	3,620,090,000 円
期中一部解約元本額		107,700,000 円	3,453,530,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	115,412,734	124,671,730
投資信託受益証券	1,593,970,457	1,201,974,307
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収入金	-	279,505,771
未収利息	643	1,546
流動資産合計	1,709,403,836	1,606,173,383
資産合計	1,709,403,836	1,606,173,383
負債の部		
流動負債		
未払金	1,220,514	-
未払解約金	19,260,448	310,045,758
未払受託者報酬	355,021	498,214
未払委託者報酬	7,987,918	11,209,743
その他未払費用	133,078	186,777
流動負債合計	28,956,979	321,940,492
負債合計	28,956,979	321,940,492
純資産の部		
元本等		
元本	1,343,630,000	850,570,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	336,816,857	433,662,891
元本等合計	1,680,446,857	1,284,232,891
純資産合計	1,680,446,857	1,284,232,891
負債純資産合計	1,709,403,836	1,606,173,383

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	18	235,508
有価証券売買等損益	248,140,058	515,217,222
営業収益合計	248,140,076	515,452,730
営業費用		
支払利息	11,628	-
受託者報酬	123,874	498,214
委託者報酬	2,787,112	11,209,743
その他費用	46,396	186,777
営業費用合計	2,969,010	11,894,734
営業利益	245,171,066	503,557,996
経常利益	245,171,066	503,557,996
中間純利益	245,171,066	503,557,996
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	60,500,160	446,620,681
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	336,816,857
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,528,327	664,337,028
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,528,327	664,337,028
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,517,825	624,428,309
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,517,825	624,428,309
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	249,681,408	433,662,891

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 134,363口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 85,057口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,507円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 15,098円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	1,343,630,000 円
期中追加設定元本額		5,187,650,000 円	1,297,630,000 円
期中一部解約元本額		3,844,020,000 円	1,790,690,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,856,619	412,899,783
投資信託受益証券	2,192,738,432	2,355,262,786
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収入金	1,207,586	-
未収利息	640	5,121
流動資産合計	2,308,823,279	2,768,187,719
資産合計	2,308,823,279	2,768,187,719
負債の部		
流動負債		
未払金	-	296,836,620
未払解約金	166,341	2,618,135
未払受託者報酬	318,906	295,146
未払委託者報酬	7,175,372	6,640,692
その他未払費用	119,531	110,620
流動負債合計	7,780,150	306,501,213
負債合計	7,780,150	306,501,213
純資産の部		
元本等		
元本	3,784,250,000	5,504,750,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,483,206,871	3,043,063,494
（分配準備積立金）	156,046,318	10,485,722
元本等合計	2,301,043,129	2,461,686,506
純資産合計	2,301,043,129	2,461,686,506
負債純資産合計	2,308,823,279	2,768,187,719

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	14	254,956
有価証券売買等損益	224,089,837	256,531,627
営業収益合計	224,089,823	256,276,671
営業費用		
支払利息	9,671	-
受託者報酬	84,454	295,146
委託者報酬	1,900,210	6,640,692
その他費用	31,619	110,620
営業費用合計	2,025,954	7,046,458
営業利益	226,115,777	263,323,129
経常利益	226,115,777	263,323,129
中間純利益	226,115,777	263,323,129
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	832,344	404,078,046
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,483,206,871
剰余金増加額又は欠損金減少額	495,913	4,126,098,921
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	495,913	4,126,098,921
剰余金減少額又は欠損金増加額	679,347,530	5,826,710,461
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	679,347,530	5,826,710,461
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	904,135,050	3,043,063,494

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 378,425口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 550,475口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,483,206,871円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,043,063,494円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,081円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4,472円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第1期 （自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
期首元本額	- 円	3,784,250,000 円
期中追加設定元本額	8,447,310,000 円	10,112,210,000 円
期中一部解約元本額	4,663,060,000 円	8,391,710,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,205,131	5,769,911
投資信託受益証券	72,277,679	100,789,623
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収利息	23	71
流動資産合計	76,502,835	106,579,634
資産合計	76,502,835	106,579,634
負債の部		
流動負債		
未払金	-	175,873
未払受託者報酬	17,938	15,399
未払委託者報酬	358,742	307,901
その他未払費用	6,670	5,716
流動負債合計	383,350	504,889
負債合計	383,350	504,889
純資産の部		
元本等		
元本	55,630,000	61,910,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	20,489,485	44,164,745
（分配準備積立金）	12,583,581	2,772,174
元本等合計	76,119,485	106,074,745
純資産合計	76,119,485	106,074,745
負債純資産合計	76,502,835	106,579,634

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	-	7,968
有価証券売買等損益	3,232,311	19,976,951
営業収益合計	3,232,311	19,984,919
営業費用		
支払利息	1,038	-
受託者報酬	10,838	15,399
委託者報酬	216,708	307,901
その他費用	4,005	5,716
営業費用合計	232,589	329,016
営業利益	2,999,722	19,655,903
経常利益	2,999,722	19,655,903
中間純利益	2,999,722	19,655,903
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,522,133	7,792,127
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	20,489,485
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,924,444	40,641,038
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,924,444	40,641,038
剰余金減少額又は欠損金増加額	878,290	28,829,554
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	878,290	28,829,554
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,568,009	44,164,745

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 5,563口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 6,191口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 13,683円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 17,134円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第1期 （ 自 2023年9月8日 至 2024年9月10日 ）	第2期中間計算期間 （ 自 2024年9月11日 至 2025年3月10日 ）
期首元本額	- 円	55,630,000 円
期中追加設定元本額	150,460,000 円	76,790,000 円
期中一部解約元本額	94,830,000 円	70,510,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（ 自 2023年9月8日 至 2024年9月10日 ）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（ 自 2024年9月11日 至 2025年3月10日 ）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	522,856	510,806
投資信託受益証券	8,333,955	7,755,403
親投資信託受益証券	20,002	20,029
未収利息	2	6
流動資産合計	8,876,815	8,286,244
資産合計	8,876,815	8,286,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	19,712
未払受託者報酬	1,954	2,096
未払委託者報酬	39,053	41,843
その他未払費用	676	713
流動負債合計	41,683	64,364
負債合計	41,683	64,364
純資産の部		
元本等		
元本	13,790,000	16,860,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,954,868	8,638,120
元本等合計	8,835,132	8,221,880
純資産合計	8,835,132	8,221,880
負債純資産合計	8,876,815	8,286,244

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	-	750
有価証券売買等損益	582,357	2,512,714
営業収益合計	582,357	2,511,964
営業費用		
支払利息	81	-
受託者報酬	1,253	2,096
委託者報酬	25,039	41,843
その他費用	408	713
営業費用合計	26,781	44,652
営業利益	609,138	2,556,616
経常利益	609,138	2,556,616
中間純利益	609,138	2,556,616
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	7,250	626,658
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	4,954,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,968	3,448,996
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,968	3,448,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,295	5,202,290
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,295	5,202,290
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,208,215	8,638,120

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,379口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,686口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,954,868円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,638,120円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,407円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4,877円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	第2期中間計算期間 (自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)
期首元本額		- 円	13,790,000 円
期中追加設定元本額		22,070,000 円	11,930,000 円
期中一部解約元本額		8,280,000 円	8,860,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年9月10日現在)	第2期中間計算期間 (2025年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,517,295	672,689,152
親投資信託受益証券	167,230,265	854,663,801
未収入金	-	48,000,000
未収利息	410	8,344
流動資産合計	240,747,970	1,575,361,297
資産合計	240,747,970	1,575,361,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	960,096	69,947,790
未払受託者報酬	200	18,734
未払委託者報酬	1,594	168,483
その他未払費用	18,482	36,303
流動負債合計	980,372	70,171,310
負債合計	980,372	70,171,310
純資産の部		
元本等		
元本	239,740,000	1,503,070,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,598	2,119,987
（分配準備積立金）	89,038	1
元本等合計	239,767,598	1,505,189,987
純資産合計	239,767,598	1,505,189,987
負債純資産合計	240,747,970	1,575,361,297

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
営業収益		
受取利息	16	451,992
有価証券売買等損益	58,131	433,536
営業収益合計	58,115	885,528
営業費用		
支払利息	28,997	-
受託者報酬	160	18,734
委託者報酬	1,368	168,483
その他費用	15,799	36,303
営業費用合計	46,324	223,520
営業利益	104,439	662,008
経常利益	104,439	662,008
中間純利益	104,439	662,008
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	86,998	637,757
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	27,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	259,990	7,279,711
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	259,990	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,279,711
剰余金減少額又は欠損金増加額	309,018	5,211,573
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,211,573
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	309,018	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	66,469	2,119,987

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年9月10日現在）	第2期中間計算期間 （2025年3月10日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 23,974口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 150,307口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,001円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,014円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （2024年9月10日現在）	第2期中間計算期間 （2025年3月10日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第1期 （自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）	第2期中間計算期間 （自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）
期首元本額	- 円	239,740,000 円
期中追加設定元本額	5,022,420,000 円	8,697,320,000 円
期中一部解約元本額	4,782,680,000 円	7,433,990,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

（参考）パッシム・トラストの状況

パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券
パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の組入資産の明細は、J P モルガン証券株式会社より入手したデータをもとに作成しております。委託会社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

J.P Morgan India 2x Bull Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	151,670,000.00	0.00	13,723,253.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	40,000,000.00	99.973	39,990,005.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	20,000,000.00	99.812	19,962,474.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.1% 23-01/11/2025	JPY	25,000,000.00	99.756	24,949,068.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	75,000,000.00	99.638	74,729,702.00
Incorporation costs	JPY			6,710,482.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-7,027,727.00
Incorporation cost payable	JPY			-669,265.62
Management Fees (A)	JPY			-63,778.00
Management Fees (A)	JPY			-68,378.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-3,346,500.00
Fee cap adjustment	JPY			1,655,379.49
Cayman fees (A)	JPY			-43,364.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-13,131.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			7,797,565.00
				179,498,519.35

J.P Morgan India 2x Bear Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	312,400.00	0.00	-313,919.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	1,000,000.00	99.973	999,750.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	1,200,000.00	99.638	1,195,675.00
Incorporation costs	JPY			331,427.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-342,339.00
Incorporation cost payable	JPY			-81,356.62
Management Fees (A)	JPY			-1,259.00
Management Fees (A)	JPY			-1,286.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-1,075,147.00
Fee cap adjustment	JPY			488,817.64
Legal and audit fees (A)	JPY			-277.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			846,497.00
				3,259,317.50

J.P Morgan China 2x Bull Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	71,527,400.00	0.00	-102,669,429.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	210,000,000.00	99.973	209,947,529.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/06/2025	JPY	203,000,000.00	99.939	202,879,424.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/07/2025	JPY	203,000,000.00	99.903	202,805,482.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/08/2025	JPY	200,000,000.00	99.862	199,725,507.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	201,000,000.00	99.812	200,622,863.00
Incorporation costs	JPY			2,158,824.34
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-2,306,781.00
Payable Redemptions	JPY			-6,051,072.00
Incorporation cost payable	JPY			-362,377.34
Swaps - Payable	JPY			-424,043.00
Management Fees (A)	JPY			-167,854.00
Management Fees (A)	JPY			-26,675.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-1,074,656.00
Fee cap adjustment	JPY			1,321,098.71
Legal and audit fees (A)	JPY			-66,121.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			281,697,518.00
				1,189,221,971.57

J.P Morgan China 2x Bear Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	24,259,500.00	0.00	6,288,717.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	55,000,000.00	99.973	54,986,258.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	70,000,000.00	99.812	69,868,659.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.1% 23-01/11/2025	JPY	100,000,000.00	99.756	99,796,274.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	45,000,000.00	99.638	44,837,821.00
Incorporation costs	JPY			1,205,813.15
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,226,101.00
Receivable Subscriptions	JPY			1,583,218.00
Incorporation cost payable	JPY			-262,740.15
Management Fees (A)	JPY			-33,450.00
Management Fees (A)	JPY			-525,583.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-876,149.00
Fee cap adjustment	JPY			1,131,742.51
Legal and audit fees (A)	JPY			-22,300.00
Legal and audit fees (M)	JPY			-6,353.00
Legal and audit fees (M)	JPY			6,353.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			28,229,272.00
				306,194,185.37

US TECHNOLOGY 2X BULL FUND

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (C)	JPY	-164,010,000	0.00	0
SWAPS (F)	JPY	164,010,000	0.00	12,713,235
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/06/2025	JPY	500,000,000	99.939	499,703,014
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/07/2025	JPY	400,000,000	99.903	399,616,712
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/08/2025	JPY	100,000,000	99.862	99,862,753
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			247,603,647
Amort. on Incorp. costs (A)	JPY			-3,730,904
Receivable Subscriptions	JPY			17,293,268
Receivable income on bonds	JPY			39,751
Payable SWP	JPY			-1,260,191
Management fees (M)	JPY			-9,591,850
Custody fees (A)	JPY			-22,874
Custody fees (A)	JPY			-273,716
Cap fees JDI (A)	JPY			1,571,936
Cap Fees DDD (A)	JPY			1,187,103
Trustee fees (A)	JPY			-44,213
Trustee fees (A)	JPY			-529,131
Safekeeping fee (A)	JPY			-203,700
Safekeeping fee (A)	JPY			-20,730
Trustee fees (M)	JPY			1,202,508
Financial reporting (A)	JPY			-6,388
Financial reporting (A)	JPY			-76,515
Administration fees (A)	JPY			-256,177
Administration fees (A)	JPY			-3,066,051
Compliance fees (A)	JPY			-13,726
Compliance fees (A)	JPY			-164,299
Legal fees (A)	JPY			-1,336
Legal fees (A)	JPY			-75,324
Transfer agent fees (A)	JPY			-23,790
Transfer agent fees (A)	JPY			-284,686
				1,261,148,326

US TECHNOLOGY 2X BEAR FUND

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (C)	JPY	-487,591,900	0.00	0
SWAPS (F)	JPY	487,591,900	0.00	-59,968,440
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	250,000,000	99.973	249,937,534
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/07/2025	JPY	200,000,000	99.903	199,808,356
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	330,000,000	99.638	328,810,689
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			281,153,866
Amort. on Incorp. costs (A)	JPY			-987,464
Receivable on SWP	JPY			62,966,821
Receivable Subscriptions	JPY			608,504,164
Management fees (M)	JPY			834,309
Custody fees (A)	JPY			-22,874
Custody fees (A)	JPY			-273,716
Cap fees JDI (A)	JPY			1,906,325
Cap Fees DDD (A)	JPY			771,801
Trustee fees (A)	JPY			-44,213
Trustee fees (A)	JPY			-529,131
Safekeeping fee (A)	JPY			-17,118
Safekeeping fee (A)	JPY			-218,365
Trustee fees (M)	JPY			1,193,080
Financial reporting (A)	JPY			-6,388
Financial reporting (A)	JPY			-76,515
Administration fees (A)	JPY			-256,177
Administration fees (A)	JPY			-3,066,051
Compliance fees (A)	JPY			-13,726
Compliance fees (A)	JPY			-164,299
Legal fees (A)	JPY			-1,336
Legal fees (A)	JPY			-75,324
Transfer agent fees (A)	JPY			-23,790
Transfer agent fees (A)	JPY			-284,686
				1,669,857,332

J.P Morgan Gold 2x Bull Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	53,410,000.00	0.00	12,516,633.50
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	34,000,000.00	99.812	33,936,206.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	20,000,000.00	99.638	19,927,921.00
Incorporation costs	JPY			1,368,307.04
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			14,578.00
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,519,895.00
Receivable Subscriptions	JPY			1,523,406.00
Incorporation cost payable	JPY			-84,159.04
Swaps - Payable	JPY			-118,268.00
Management Fees (A)	JPY			-31,511.00
Management Fees (A)	JPY			-21,853.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-1,074,760.00
Fee cap adjustment	JPY			643,269.03
Legal and audit fees (A)	JPY			-8,102.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			53,390,242.00
				121,674,748.39

J.P Morgan Gold 2x Bear Fund

2025/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	508,300.00	0.00	-917,864.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	2,500,000.00	99.973	2,499,375.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	2,500,000.00	99.812	2,495,309.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/12/2025	JPY	2,000,000.00	99.638	1,992,792.00
Incorporation costs	JPY			125,190.47
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-129,675.00
Swaps - Receivable	JPY			41,200.00
Receivable Subscriptions	JPY			476,494.00
Incorporation cost payable	JPY			-22,571.47
Management Fees (A)	JPY			-3,519.00
Management Fees (A)	JPY			-3,122.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,295,677.93
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-1,074,767.00
Fee cap adjustment	JPY			474,522.07
Legal and audit fees (A)	JPY			-581.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			211,473.00
				7,459,934.00

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2024年9月10日現在）	（2025年3月10日現在）
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	87,959,901	814,356,873
国債証券	133,852,392	545,850,357
未収利息	490	10,102
流動資産合計	221,812,783	1,360,217,332
資産合計	221,812,783	1,360,217,332
負債の部		
流動負債		
未払金	-	402,890,384
未払解約金	-	48,000,000
流動負債合計	-	450,890,384
負債合計	-	450,890,384
純資産の部		
元本等		
元本	222,064,483	909,142,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	251,700	183,983
元本等合計	221,812,783	909,326,948
純資産合計	221,812,783	909,326,948
負債純資産合計	221,812,783	1,360,217,332

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年9月10日現在）	（2025年3月10日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 222,064,483口	1 計算期間の末日における受益権の総数 909,142,965口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 251,700円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9989円 (1万口当たり純資産額 9,989円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0002円 (1万口当たり純資産額 10,002円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（2024年9月10日現在）	（2025年3月10日現在）
期首元本額		231,351,895 円	222,064,483 円
期中追加設定元本額		2,813,285,931 円	3,836,666,130 円
期中一部解約元本額		2,822,573,343 円	3,149,587,648 円
期末元本額		222,064,483 円	909,142,965 円
元本の内訳*			
デジタルヘルス株式ファンド		8,778,101 円	8,778,101 円
Jプレミアム・インカムファンド（年1回決算型）		27,771,792 円	27,771,792 円
Jプレミアム・インカムファンド（年4回決算型）		17,939,969 円	17,939,969 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （インド・ダブルブル9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （インド・ダブルベア9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （中国・ダブルブル9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （中国・ダブルベア9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （ナスダック100・ダブルブル9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （ナスダック100・ダブルベア9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （金・ダブルブル9）		20,025 円	20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （金・ダブルベア9）		20,025 円	20,025 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9 （マネープールファンド9）	167,414,421 円	854,492,903 円
合計	222,064,483 円	909,142,965 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2023年9月8日 至 2024年9月10日）

該当事項はありません。

（自 2024年9月11日 至 2025年3月10日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末日現在、267本であり、その純資産総額の合計は1,038,124百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126本	535,607百万円
単位型株式投資信託	90本	349,555百万円
単位型公社債投資信託	51本	152,961百万円
合計	267本	1,038,124百万円

（３）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
１．現金・預金			5,087,551		5,243,788
２．前払費用			75,321		84,385
３．未収入金			76,043		11
４．未収委託者報酬			691,691		786,210
５．未収運用受託報酬			354,878		372,799
６．その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
１．有形固定資産			65,997		80,377
（１）建物	1	61,571		58,177	
（２）器具備品	1	4,335		22,132	
（３）その他	1	89		67	
２．無形固定資産			66,210		59,615
（１）電話加入権		2,862		2,862	
（２）ソフトウェア		59,829		51,914	
（３）ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
３．投資その他の資産			471,050		377,814
（１）投資有価証券		161,600		73,082	
（２）長期差入保証金		90,675		94,383	
（３）繰延税金資産		205,341		201,452	
（４）長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（負債の部）					
流動負債					
1．預り金			526		8,230
2．未払金			271,941		313,073
（1）未払収益分配金		2,477		2,477	
（2）未払償還金		2		2	
（3）未払手数料		219,122		253,964	
（4）その他未払金		50,339		56,629	
3．未払費用			399,233		383,553
4．未払法人税等			10,104		37,418
5．未払消費税等			34,659		47,112
6．賞与引当金			198,672		217,291
7．役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1．退職給付引当金			459,728		458,579
2．役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
（純資産の部）					
株主資本					
1．資本金			1,100,000		1,100,000
2．資本剰余金			277,667		277,667
（1）資本準備金		277,667		277,667	
3．利益剰余金			4,128,773		4,160,606
（1）利益準備金		175,000		175,000	
（2）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
評価・換算差額等					
1．その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			3,589,974		3,815,873
２．運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
１．支払手数料			1,214,944		1,314,653
２．広告宣伝費			380		449
３．調査費			1,531,036		1,462,653
（１）調査費		81,751		78,433	
（２）委託調査費		1,022,173		938,128	
（３）情報機器関連費		426,284		445,204	
（４）図書費		827		887	
４．委託計算費			194,939		202,225
５．営業雑経費			94,488		87,513
（１）通信費		8,024		8,752	
（２）印刷費		76,071		68,725	
（３）協会費		5,634		5,403	
（４）諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
一般管理費					
１．給料			1,187,234		1,182,195
（１）役員報酬		49,917		49,713	
（２）給料・手当		1,067,224		1,064,091	
（３）賞与		70,092		68,391	
２．法定福利費			194,915		202,434
３．退職金			3,999		3,089
４．福利厚生費			4,828		3,982
５．交際費			529		671
６．寄付金			79		21
７．旅費交通費			4,732		4,865
８．事務委託費			110,489		108,634
９．租税公課			78,199		75,603
１０．不動産賃借料			156,478		156,478
１１．退職給付費用			54,858		55,316
１２．役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
１３．賞与引当金繰入			198,672		217,291
１４．役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
１５．固定資産減価償却費			29,715		34,022
１６．諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失()			138,531		55,185

		前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			953		952
2 . 受取利息			34		31
3 . 為替差益			3,804		-
4 . 助成金収入			500		500
5 . 受取補償金			12,514		-
6 . 雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1 . 為替差損			-		9,366
2 . 支払補償金			12,514		-
3 . 損失補填金			1,870		-
4 . 雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失()			133,248		47,722
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1 . 固定資産除却損	1		50		251
2 . 投資有価証券評価損			15,870		-
3 . 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失()			251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 （ ）			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 （純額）	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失()						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失 （ ）			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 （純額）	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（＊）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（＊）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	5,451	6,599	1,147
	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 委託者報酬	3,589,974	3,815,873
2. 運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円
退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注 1）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,451	14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,469	59,459
評価性引当額小計	70,921	73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約（*）	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,088.65円	1株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失（ ）	232.27円	1株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失（ ）（千円）	251,436	当期純利益（千円）	31,832
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	251,436	普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2024年 9 月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 現金・預金			4,980,688
2 . 前払費用			128,535
3 . 未収入金			11,035
4 . 未収委託者報酬			791,756
5 . 未収運用受託報酬			478,372
6 . その他			20,812
流動資産計			6,411,201
固定資産			
1 . 有形固定資産			99,357
(1) 建物	1	55,825	
(2) 器具備品	1	43,472	
(3) その他	1	58	
2 . 無形固定資産			56,221
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,809	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,549	
3 . 投資その他の資産			397,132
(1) 投資有価証券		79,020	
(2) 長期差入保証金		91,736	
(3) 繰延税金資産		176,613	
(4) 長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

		当中間会計期間 (2024年 9 月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1 . 預り金			594
2 . 未払金			304,217
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		255,293	
(4) その他未払金		46,444	
3 . 未払費用			401,962
4 . 未払法人税等			13,664
5 . 未払消費税等	2		42,355
6 . 賞与引当金			139,226
7 . 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
固定負債			
1 . 退職給付引当金			459,404
2 . 役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
(純資産の部)			
株主資本			
1 . 資本金			1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3 . 利益剰余金			4,192,604
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
評価・換算差額等			
1 . その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			1,992,396
2 . 運用受託報酬			737,418
3 . 投資助言報酬			5,010
4 . その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
営業費用			
1 . 支払手数料			706,132
2 . 広告宣伝費			834
3 . 調査費			723,366
(1) 調査費		37,044	
(2) 委託調査費		444,107	
(3) 情報機器関連費		241,757	
(4) 図書費		456	
4 . 委託計算費			102,035
5 . 営業雑経費			44,394
(1) 通信費		3,731	
(2) 印刷費		35,168	
(3) 協会費		2,822	
(4) 諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
一般管理費			
1 . 給料			621,720
(1) 役員報酬		25,206	
(2) 給料・手当		587,304	
(3) 賞与		9,209	
2 . 法定福利費			104,188
3 . 退職金			1,209
4 . 福利厚生費			2,235
5 . 交際費			164
6 . 旅費交通費			3,475
7 . 事務委託費			48,276
8 . 租税公課			36,605
9 . 不動産賃借料			82,739
10 . 退職給付費用			31,407
11 . 役員退職慰労引当金繰入			1,350
12 . 賞与引当金繰入			139,226
13 . 役員賞与引当金繰入			4,500
14 . 固定資産減価償却費	1		20,619
15 . 諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1 . 受取配当金			981
2 . 受取利息			307
3 . 雑収入			227
営業外収益計			1,517
営業外費用			
1 . 為替差損			3,297
2 . 雑損失			480
営業外費用計			3,778
経常利益			46,758
特別利益			
1 . 投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
特別損失			
1 . 投資有価証券評価損			2,153
2 . 投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外 の項目の当中 間期 変動額（純 額）								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の 当中間期 変動額（純額）	5,505	5,505	5,505
当中間期 変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2024年 9 月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物	85,456千円
器具備品	134,885千円
その他	838千円
2	消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
1	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産	10,458千円
無形固定資産	10,160千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	48,820	48,820	-
資産計	48,820	48,820	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	48,820	-	48,820
資産計	-	48,820	-	48,820

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	2
	小計	3,991	3,994	2
合計		48,820	24,692	24,128

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円（その他有価証券の投資信託2,153千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
１．委託者報酬	1,992,396
２．運用受託報酬	737,418
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	31,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	31,997
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。